

真実和解委員会設置の有効性
- 南アフリカ真実和解委員会を例に -

法学部国際関係法学科 4 年
玉田恭子 (A0132148)

紛争後の平和構築の重要性は認識されているものの、その具体的な方法として何が機能するかについては議論があるところである。国連では、紛争後の平和構築において再び紛争が起こらないためには元兵士の社会復帰を促すことが重要であり、元兵士の武装解除・動員解除及び社会への再統合 (Disarmament, Demobilization, Reintegration) と 3 段階に分け、復興期におけるとるべきプロセスとして述べている¹。特に、社会への再統合 (Reintegration) の段階においては、和解を目的に国レベルで和解プロセスを行うことを提言している²。和解のひとつの方法として挙げられるのが、真実和解委員会 (以下 TRC : Truth and Reconciliation Committee) の設置である。

現在まで多くの真実和解委員会が設置されており、1974 年から 1994 年の 20 年間の間に少なくとも 15 設立されたといわれる³。特に、南アフリカ TRC は、アパルトヘイト政権下に行われた人権侵害の解明、そしてそれによる政治的安定、人種対立の解消がもたらされた⁴とされ成功例として挙げられている。

南アフリカ TRC が真実解明のメカニズムとして成功した要因として従来から挙げられるのが、主に以下の 3 点である。

1 . 国の政策として行われたことである程度の資金があった、2 . 中立性を維持することのできる強力なリーダーがいた、3 . TRC を円滑に行う上で国内 NGO や、メディアが発達していた。(詳細については序章参照) これらの点は、TRC の運営面において優れている点を指摘しているが、真実解明に直結した、「真実をすべて話し、それが政治目的であったと認定されたときのみ免責を行う」という条件をつけることが出来た背景については説明されていない。

従って、本論文の目的は、南アフリカ TRC を具体的なケースとして、上記の条件をつけることが出来た要因として政治的な力関係に着目して仮説である「被抑圧者側 (南アフリカの場合では ANC) の力が抑圧者側 (NP) に勝るときである」を考察することである。

¹ United Nations, Department Peace Keeping Operations, Lessons Learned Unit, *Disarmament, Demobilization, Reintegration of ex-combatants in a peace keeping environment-Principles and Guidelines*, (December, 1999): 16-17

² UN, DPKO, *Disarmament, Demobilization, Reintegration of ex-combatants in a peace keeping environment-Principles and Guidelines*, 95-98

³ Kenneth, Chirstie. *The South Africa Truth Commission* (New York: St. Martin's Press, 2000) : 37

⁴ Long, William J. and Peter Brecke. *War and Reconciliation* (Cambridge, Massachusetts : MIT Press, 2003) : 61

論文の構成は、序章で南アフリカ TRC の構成や機能についての概略とその効果を述べ、第 1 章 1 節においてガルトゥング (Johan Galtung) が初めて定義化した紛争解決に関する研究と、その発展、そして紛争解決における和解の位置づけを、2 節において世界各国で設置された TRC の概略を特に、アフリカ、南アメリカにおける TRC の機能の違いに注目して述べる。3 節では、TRC の成功例とされる南アフリカ TRC と他の TRC との相違点、優れている点について述べる。

第 2 章では、TRC 設置により真実解明を行うことができるのは、「被抑圧者側 (南アフリカの場合では ANC) の力が抑圧者側 (NP) に勝るときである」という仮説のもと、それを検証するため、ANC・NP 間の非正式交渉の時代 (1 節)、正式交渉の時代 (2 節)、TRC 設置までの時代 (3 節) の 3 時代にわけて述べる。

結論は、第 2 章の検証より仮説が支持されたことを述べ、TRC が真実解明としての機能を果たすには、政治的力関係が大きな要素となることを示す。具体的には、前政権と現政権に妥協の準備があり、被抑圧者側 (南アフリカの場合では ANC) の力が抑圧者側 (NP) に勝る場合に真実解明として機能する TRC を設置することができる。

終わりににおいては、今後の TRC の活用について言及したい。

主要参考文献

- Department of Public Information *The United Nations and Apartheid 1948-1994 The United Nations Blue Book Series Vol.1* New York : The United Nations Publications, 1994
- Galtung, J. "Three approaches to peace: peacekeeping, peacemaking and peacebuilding" *Journal of Peace Research* vol.2 Oslo:Universitetsforlaget,1975: 282-304
- Luc, Reyler. and Thania, Paffenholz. (Ed.) *Peacebuilding : a field guide* Boulder : Lynne Rienner Publishers, Inc, 2001.
- Hayner, Patricia. 'Fifteen Truth Commissions, 1974-1994: a Comparative Study' in the *Human Rights Quarterly*, vol. 16, 1994, p604
- Darby, John. and Mac Ginty, Roger. (Ed.) *Contemporary Peacemaking* Hampshire ; New York:Palgrave Macmillan , 2003
- Kenneth, Christie. *The South Africa Truth Commission* New York: St. Martin's Press, 2000.
- Lederach, John Paul. *Building peace : sustainable reconciliation in divided societies.* Washington, D.C.:United States Institute of Peace Press, 1997